

第 13 号議案

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 2 月 13 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

期末手当の額を改めるとともに、令和 5 年 3 月に支給する期末手当に関する特例措置を定める必要がある。

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

中野区長等の給料等に関する条例（昭和31年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には」を削り、「100分の164」を「100分の184」に、「100分の142、12月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては100分の169、常勤の監査委員にあつては100分の146」を「100分の161.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

31 令和5年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の35」とする。

附 則

この条例中附則に1項を加える改正規定は令和5年3月1日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。